

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第1項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、下記のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.0	21.4
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0

備考 それぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

【資金不足比率】

(単位：%)

会計区分	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
航路事業特別会計	—
村民牧場事業特別会計	—

備考 それぞれの欄において「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。